

環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

令和2年2月

環 境 省

目 次

第一	基本的な考え方.....	1
第二	措置の内容.....	4
第三	進捗状況と対応方針.....	9
第四	実施状況の点検.....	12
第五	その他の措置.....	13

第一 基本的な考え方

平成 28 年 5 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）の改正により、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、表 1 に記載する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として、当該処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することを義務付け、同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付けた。

同改正法に基づき、平成 28 年 7 月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和元年 12 月に一部変更。以下「基本計画」という。）」において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされている。

本実行計画は、基本計画の記述に基づき、環境省が保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託、廃棄その他の措置を早期に実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本計画の対象期間は、令和 2 年 2 月から令和 5 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限）までとする。

【表 1】 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等（基本計画より抜粋、一部加筆。）

事業名（実施場所）	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間※
北九州 （福岡県北九州市若松区響町1丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成31年3月31日	平成31年4月1日から令和4年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域（大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。）		10.4トン／日（安定器及び汚染物等の量）	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
大 阪（大阪府大阪市此花区北港白津2丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域（小型電気機器の一部に限る。）			令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
豊 田（愛知県豊田市細谷町3丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域（小型電気機器の一部に限る。）			令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

東京（東京都江東区青海3丁目地先）	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
北海道（北海道室蘭市仲町）	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		1.8トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域（東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。）			12.2トン／日（安定器及び汚染物等の量）	令和6年3月31日

（注）事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

※事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。

第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下の取組を進めるものとする。

1. 自ら管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

(1) 既届出分の早期処理の推進に向けた進捗管理

環境省が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量及び特別措置法に基づく所有状況の届出又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量を網羅的に把握する。

また、環境省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、特別措置法で定める処分期間内に早期の処理を完了するように、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託等を実行するとともに、これらの取組をできる限り加速化する。また、処分期間は中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する全国5箇所の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに異なるため、事業対象地域ごとの保管量及び所有量を把握し、それぞれの処分期間に応じて明確な進捗管理を行う。

令和元年11月末時点において、環境省が管理する施設等における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量について、表2のとおり示す。

【表2】 環境省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（令和元年11月末時点）
＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサ一等	台	0	0	—

安定器	個	56	56	令和元年度：5 令和2年度：44 未定：7
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	トン	0	0	—

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうるもの。

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	トン	0	0	—
その他汚染物等	トン	0	0	—

(2) 掘り起こし調査

さらに、既届出分の把握や早期処理だけではなく、期限内の確実な処理のためには、管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査を改めて実施することが必要である。

まずは、処分期間の末日が直近に迫っているポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー等については、自家用電気工作物設置者に義務付けられている年次点検等において当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に依頼し、徹底した掘り起こし調査を実施してきたところであるが、年次点検等の該当施設の有無を改めて確認するとともに、年次点検等の対象でない施設・設備等については現地調査を実施することにより確認する。

また、安定器等の掘り起こし調査についても、電気工事関係者等に依頼すること等により併せて調査を行ってきたところであるが、これに加えて、現地調査を実施することにより確認する。

さらに、電気事業法の電気工作物ではない X 線発生装置や無線機、溶接機

等、非自家用電気工作物の中にも高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が組み込まれていることがあることから、該当機器について確認を行う。

上記の取組状況の進捗を定期的に点検し、処分期間内に率先して処分委託を完了するために必要な措置を講ずる。

2. 補助金の交付等を行っている施設等^{※1}の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有の実態調査並びに早期の処分委託・廃棄に係る要請

環境省が所管する国立研究開発法人国立環境研究所及び独立行政法人環境再生保全機構が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量及び特別措置法に基づく所有状況の届出又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量を網羅的に把握する。その際、確認漏れがないよう、再度の確認を実施するよう要請するとともに、毎年度フォローアップ調査を行い、その進捗状況に応じて、更に必要な要請を行う。

※1 基本計画に定めのある「補助金の交付等を行っている施設（地方公共団体の管理する施設等を除く。）等」とは、各省庁が所管する独立行政法人及び特殊法人であって、運営費交付金を交付している独立行政法人又は施設等の建設・維持・管理に対し、国の補助金等が充てられている独立行政法人及び特殊法人が管理する施設等をいう。

3. その他の施設等^{※2}に対する早期処理に係る周知

（1）環境省が所管する事業に関する業界団体等に対する周知

環境省が所管する事業（廃棄物処理業^{※3}、温泉供給業、ペット・ペット用品小売業^{※4}（ペット用品小売業は除く。））に関する業界団体等に対して、実態把握及び処分期間内の一日でも早い処理委託に関する周知を行う。

具体的な周知内容及び方法としては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに定められている処分期間、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こしの方法等に関し、業界団体に対して通知等により情報発信を行う。さらに、所管する業界団体に対して、広報誌、メール、SNS等を用いての周知を要請し、一層広範囲に処分期間内の早期処理の取組に係る情報が発信される

ようにする。

(2) 環境省が行う一般への周知・広報

① 保管事業者に向けた効果的な情報発信

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管し、及びポリ塩化ビフェニル使用製品を所有している事業者並びにそのおそれのある事業者に対し、特別措置法の内容、特に処分期間の遵守並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査等に向けた周知徹底を行う上で効果的・効率的な内容を検討し、有効な媒体・方法を選択して、情報発信を実施する。

② 処分期間の末日が迫っている地域への重点的な情報発信

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの処分期間末日までに処分委託等を行う必要がある。そのため、処分期間内の処理を確実にするため、処分期間末日が迫っている事業対象地域に限定した重点的な情報発信を行う。

具体的には、当該事業対象地域の処分期間の遵守やそのための当該地域全体における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の掘り起こしに向けた周知徹底を行う。その際、電気事業法の電気工作物ではない X 線発生装置や無線機、溶接機等、非自家用電気工作物の中にも高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が組み込まれている場合があることについても関係機関へ情報発信するほか、こうした非自家用電気工作物を保有する可能性のある事業に係る業界団体等に対しても、これら業界団体等を所管する省庁から周知していただくよう協力を要請する。

③ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期処理に向けた情報発信のためのウェブサイトコンテンツの作成

環境省のウェブサイトにおいては、これまで法令、通知、検討会等の情報を列挙する構成となっていたが、利用者を想定し、それぞれに必要な情報を整理し、それらが一括して確認できるウェブサイト掲載コンテンツを構築するとともに、内容の充実を図っていく。

④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期処理に向けた情報発信のためのリーフレット作成

環境省及び関係機関が作成したポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期処理に関するパンフレット等の内容を補完し、特に掘り起こし調査を円滑に進めるための情報を掲載したリーフレットを作成する。

⑤ 説明会等の開催

経済産業省と環境省が連携して、電気事業法及び特別措置法の制度等ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理促進に向けた国の施策に関する最新の情報を広く紹介するための事業者向け説明会を開催する。

- ※2 基本計画で定めのある「その他の施設等」とは、各省庁の所管業界団体、2. で対象とした法人以外の各省庁が関係する独立行政法人・特殊法人が管理する施設等をいう。
- ※3 廃棄物処理業は、事業内容により経済産業省、文部科学省と共管となる。
- ※4 ペット・ペット用品小売業は、ペット小売業は経済産業省と共管。ペット用品小売業は経済産業省の専管。

第三 進捗状況と対応方針

1. 環境省が管理する施設等が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況

(1) 環境省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（令和元年11月末時点）

環境省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等について、表3のとおり示す。

【表3】環境省が管理する施設等における保管量・所有量等（総括表）（令和元年11月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	56	56	令和元年度：5 令和2年度：44 未定：7
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	トン	0	0	—

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうるもの。

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—

その他汚染物等	トン	0	0	—
---------	----	---	---	---

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量、所有量等

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに、環境省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量、所有量等について、表4及び表5のとおり示す。

【表4】北海道・東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和5年3月31日まで）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※
安定器	個	49	49	令和元年度：5 令和2年度：44
その他汚染物等	トン	0	0	—

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうるもの。

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
安定器	個	0	0	—
その他汚染物等	トン	0	0	—

【表5】北九州・大阪・豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和3年3月31日まで）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※
安定器	個	7	7	未定
その他汚染物等	トン	0	0	—

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうるもの。

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
安定器	個	0	0	—

その他汚染物等	トン	0	0	—
---------	----	---	---	---

2. 環境省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた対応方針

環境省が管理する施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、速やかに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録を実施し、処分までの見通しを立てることとする。また、当該見通しに基づき、今後第四に示す方法で点検を行うこととする。

3. 国立研究開発法人国立環境研究所及び独立行政法人環境再生保全機構が管理する施設等が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況等

国立環境研究所において保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託へ向けた手続が進められている（令和元年11月時点）。

また、独立行政法人環境再生保全機構は、自ら管理する施設等が無い場合、保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品はない。

ただし、自ら管理する施設の中には築年数の古い建物が存在するため、改めて掘り起こし調査を実施し、全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を確実に処分期間内に処分委託・廃棄するよう要請する。

第四 実施状況の点検

実行計画の進捗状況については、「PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」（平成 28 年 11 月 10 日 関係省庁申し合わせ）等を活用し、少なくとも 1 年ごとに、必要に応じて更に短い期間で点検を行う。点検は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量を踏まえ、定量的に行う。

また、取組の透明性を確保するとともに、率先的取組の波及を促す観点から、点検の結果は毎年度当初に公表する。

第五 その他の措置

環境省が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、処分期間の末日である令和9年3月31日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めるものとする。

中でも、ポリ塩化ビフェニルは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からポリ塩化ビフェニルが検出されている。これらのポリ塩化ビフェニル含有塗膜の大部分は低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物となると考えられる。そのため、平成30年11月より各省庁、地方公共団体及び民間事業者のポリ塩化ビフェニルを含有した塗料が使用された施設を対象に実施しているポリ塩化ビフェニル含有塗膜に係る調査を継続的に実施し、環境省において結果を取りまとめていくとともに、環境省が管理する施設等についても十分に調査を行い、ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の速やかな除去、廃棄及び処分委託に努めるものとする。

その他の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に行うとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。

なお、令和元年11月末時点において、環境省が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品等について、表6のとおり示す。

【表6】環境省が管理する施設等の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（令和元年11月末時点）

<低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	処分予定
大型変圧器等	台	0	—
大型コンデンサー等	台	0	—
安定器	個	172	令和2年度
小型変圧器・コンデンサー	トン	0	—
その他汚染物等	トン	0.235	令和2年度

<低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	—
大型コンデンサー等	台	0	—
安定器	個	0	—

小型変圧器・コンデンサー	トン	0	—
その他汚染物等	トン	0	—